

卸売販売業変更届書の提出部数及び記載上の注意

書類	提出部数	記載上の注意
変更届書	1	<ol style="list-style-type: none"> 業務の種別欄は、卸売販売業と記載します。 許可番号欄は、許可証のとおり記載します。許可年月日は、有効期間の始期の年月日を記載します。 名称・所在地欄は、許可証のとおり記載します。変更事項が営業所の名称、市区町村が行う地名番地等の表示変更、ビル名の変更の場合は、変更後の内容を記載します。 変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記載します。 (1) 変更事項が構造設備の場合は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください (2) 営業所の所在地が移転する場合は、新規許可申請を行ってください。 変更年月日欄は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日）を記載してください。 変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合は、併記又は別紙として記載しても構いません。 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合で、変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、備考欄に「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当しない。」と記載します。 この届書は、変更してから30日以内に提出しなければなりません。
変更事項・添付書類及び記載上の注意		
変更事項	添付書類及び記載上の注意	
営業所の名称	添付書類なし。許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。	
申請者（開設者）の氏名又は住所（法人にあっては法人名（商号）又は登記された本店の所在地）	<ol style="list-style-type: none"> 法人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる登記の履歴事項証明書[☆]を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。（※新規申請の添付書類2参照） (1) 合併等で別法人に変わることによる名称変更は、新規許可申請を行ってください。 (2) 同一法人で、名称のみ変更する場合又は組織変更による名称変更は、変更届書です。 個人の場合：変更内容（変更前後）が確認できる戸籍謄（抄）本を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。 住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は、区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本又は写しを持参してください。 	
営業所の構造設備の主要部分	<ol style="list-style-type: none"> 構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面を添付してください。（※新規申請の添付書類1参照） 変更前の図面については、直近の提出年月日が分かっている場合は、変更前欄に「〇年〇月〇日変更届書のとおり」等と特定の上、添付を省略することができます。 	
管理者の氏名又は住所	<ol style="list-style-type: none"> 薬剤師免許証の写し及び本証を持参してください。 卸の種類が「指定卸売医療用ガス類」「指定卸売歯科用医薬品」「認定卸」の営業所で、管理者が薬剤師以外の場合は、該当する管理者の資格証明書（別紙【管理者が薬剤師以外の場合の資格要件及び必要書類】参照）を持参してください。 管理者が申請者に雇用されている場合、証書（使用関係を証明する書類）[☆]を添付してください。（※新規申請の添付書類5参照） サンプル卸間、体外診断用医薬品卸間、特定品目卸間（都内に限る。）で、管理者が複数の営業所を兼務する場合は、変更内容欄に記載した管理者氏名の後ろに「（兼務）」と追記し、さらに備考欄に管理者が主として勤務する営業所の所在地、名称及び兼務する営業所において管理を代行する者の氏名を記載してください。 管理者は同一人のまま、氏名のみ変更する場合は、変更内容（変更前後）が確認できる戸籍謄（抄）本を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。 	
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名（申請者が法人の場合）	<ol style="list-style-type: none"> 変更した役員の就退任日が確認できる、登記の履歴事項証明書[☆]を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。 新たに薬事に関する業務に責任を有する役員に就任した者の診断書[☆]について、精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。（※新規申請の添付書類3参照） 	
卸の種類（例：小規模卸→サンプル卸）	添付書類なし。許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。	
相談時及び緊急時の連絡先	添付書類なし。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記載してください。	
放射性医薬品の種類	添付書類なし。放射性医薬品を取り扱う場合に届出が必要です。	

○ ☆印の書類については、都内の他の営業所等において提出済（特別区長、八王子市長及び町田市市長に提出したものを除く。）で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。その場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特

定するために必要な事項（営業所等の所在地、名称等）を記入してください。

○原本照合を要する書類については、申請者が申請書等の余白に、申請者氏名及び原本と相違ない旨を記載することにより、写しの提出のみでも差し支えませんが、調査時等に別途原本を確認させていただくことがあります。